

[illegible]

平成 26 年 第 3 回
別海町議会定例会会議録

❖ ❖

自 平成26年 9月 9日

至 平成26年 9月12日

別 海 町 議 会

別海町議会会議録

第1号（平成26年9月9日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 町長行政報告及び提出案件の概要説明 |
| 日程第 6 | 議案第62号 | 平成26年度別海町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第 7 | 議案第63号 | 平成26年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 8 | 議案第64号 | 平成26年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 9 | 議案第65号 | 平成26年度別海町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第66号 | 別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第67号 | 別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第68号 | 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第69号 | 別海町介護保険事業計画等策定委員会条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第70号 | 別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第71号 | 別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第72号 | 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第17 | 議案第73号 | 町道の路線認定及び廃止について |
| 日程第18 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第19 | 認定第 1号 | 平成25年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第20 | 認定第 2号 | 平成25年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第21 | 認定第 3号 | 平成25年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第22 | 認定第 4号 | 平成25年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第23 | 認定第 5号 | 平成25年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |

日程第 2 4	認定第 6 号	平成 2 5 年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 5	認定第 7 号	平成 2 5 年度町立別海病院事業会計決算認定について
日程第 2 6	認定第 8 号	平成 2 5 年度別海町水道事業会計決算認定について
日程第 2 7	報告第 5 号	専決処分の報告について
日程第 2 8	報告第 6 号	専決処分の報告について
日程第 2 9	報告第 7 号	平成 2 5 年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		町長行政報告及び提出案件の概要説明
日程第 6	議案第 6 2 号	平成 2 6 年度別海町一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 7	議案第 6 3 号	平成 2 6 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 8	議案第 6 4 号	平成 2 6 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 6 5 号	平成 2 6 年度別海町水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 0	議案第 6 6 号	別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 1 1	議案第 6 7 号	別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 1 2	議案第 6 8 号	別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 1 3	議案第 6 9 号	別海町介護保険事業計画等策定委員会条例の制定について
日程第 1 4	議案第 7 0 号	別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 7 1 号	別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 7 2 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第 1 7	議案第 7 3 号	町道の路線認定及び廃止について
日程第 1 8	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 1 9	認定第 1 号	平成 2 5 年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 0	認定第 2 号	平成 2 5 年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 1	認定第 3 号	平成 2 5 年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 2	認定第 4 号	平成 2 5 年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 3	認定第 5 号	平成 2 5 年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

日程第24	認定第6号	平成25年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第25	認定第7号	平成25年度町立別海病院事業会計決算認定について
日程第26	認定第8号	平成25年度別海町水道事業会計決算認定について
日程第27	報告第5号	専決処分の報告について
日程第28	報告第6号	専決処分の報告について
日程第29	報告第7号	平成25年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について

○出席議員（16名）

1番	木嶋悦寛	2番	松壽孝雄
3番	森本一夫	4番	今西和雄
5番	西原浩	6番	杳澤昌廣
7番	小林敏之	8番	安部政博
9番	瀧川榮子	10番	山田信
12番	松原政勝	13番	戸田博義
14番	戸田憲悦	15番	中村忠士
副議長	17番 安田輝男	議長	18番 渡邊政吉

○欠席議員（1名）

16番 佐藤初雄

○出席説明員

町長	水沼猛	副町長	磯田俊夫
教育長	真籠毅	代表監査委員	志賀正章
監査委員	田村秀男	教育委員長	大塚保男
選挙管理委員長	高崎好藏	農業委員会会長	小野榮一
総務部長	佐藤次春	福祉部長	竹中仁
産業振興部長	有田博喜	建設水道部長	小西健夫
教育部長	中谷隆弘	病院事務長	佐藤一彦
会計管理者	田保圭乙	監査委員事務局長	宮越正人
農委事務局長	佐々木勉	総務部次長	河嶋田鶴枝
産業振興部次長	佐藤則夫	産業振興部次長	山崎茂
教育部次長	下地哲	総務課長	佐藤告
総合政策課長	浦山吉人	財政課長	河嶋田鶴枝
税務課長	中村公一	福祉課長	山田一志
介護支援課長	今野健一	特養建設準備室長	竹中仁
町民課長	三戸俊人	農政課長	山崎茂
水産みどり課長	佐藤則夫	商工観光課長	大槻祐二
管理課長	小島実	事業課長	千葉悦男
上下水道課長	佐藤敏	生涯学習課長	下地哲

○議会事務局出席職員

事務局 長 登 藤 和 哉 主 幹 田 畑 直 樹

○会議録署名議員

8 番 安 部 政 博 9 番 瀧 川 榮 子
10 番 山 田 信

◎開会宣言

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

また、夏季における服装の軽装化が実施されております。議場内においてもネクタイを着用しないことを許可しておりますので、あわせて申し上げます。

ただいまから、平成２６年第３回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、１６名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は、１６番佐藤議員でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により議長において指名いたします。

８番安部議員、９番瀧川議員、１０番山田議員、以上３名を指名いたします。

◎日程第２ 議会運営委員会報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第２ 議会運営委員長から、委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（戸田博義君） それでは、議会運営委員会から報告をいたします。

去る８月２２日、２９日及び９月４日に開催いたしました議会運営委員会で、本定例会に係る運営について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

本定例会に町長から提出されております案件は、全部で２４件であります。

提出されました議案は、平成２６年度補正予算が４件、条例の制定が３件、条例の改正が３件、市町村職員退職手当組合理約変更が１件、町道の認定及び廃止が１件、人権擁護委員の推薦が１件、平成２５年度各会計決算認定が８件であります。

これら提出案件のうち、議案第６２号から議案第６５号までの４件、議案第６９号から諮問第１号までの５件については、委員会の付託を省略し、本会議において質疑、討論、採決すべきものと決定いたしました。

なお、報告第５号から第７号まで、専決処分の報告２件と、平成２５年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率の報告１件につきましては、報告のみであります。

また、平成２５年度各会計決算認定第１号から第８号までの８件につきましては一括議題とし、平成２５年度各会計決算審査特別委員会を設置して、慎重な審議をすべきものとしたしました。

なお、特別委員会の構成につきましては、安田議員、中村議員、戸田博義議員、安部議

員、杳澤議員、西原議員、森本議員、木嶋議員の8名を選任すべきものと決定いたしました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、安田輝男議員、松原政勝議員、森本一夫議員、木嶋悦寛議員、中村忠士議員、瀧川榮子議員の6名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき、通告順に行うことといたしました。

議員各位、理事者におかれましては、活発な政策議論が行われるとともに、円滑な議会運営と町民にわかりやすい質問や答弁内容に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、請願・陳情等についてであります。

受理いたしました請願・陳情等にかかわる対応について、慎重に協議をいたしました。その結果については、お手元に配付したとおりであります。

なお、提出された陳情等の写しは議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は議員発議により提出を願います。

次に、議員・委員会提出案件であります。

現在、予定されております議員提出案件は3件であります。

1件目は、別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを戸田博義議員から、2件目は、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を安田議員から、3件目は、集团的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回と立法作業中止を求める意見書を中村議員から、それぞれ定例会最終日に提案されることになっております。

次に、会期及び議事日程であります。

本定例会の会議は、本日9月9日から9月12日までの4日間とし、1日目は、町長提出議案の内容説明と質疑を行うことといたしました。2日目は一般質問を行い、3日目は休会とし、各常任委員会を開催いたします。4日目最終日は、町長提出議案の討論、採決を行い、その後、議員及び委員会提出案件等の内容説明、質疑、討論、採決を行うことと決定いたしました。

なお、本定例会においても、各常任委員会開催のため休会日を1日設け、各常任委員会での議案審査や所管事務調査及び討議の時間を確保した日程といたしました。各常任委員会の運営につきましては、委員長を初め、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

また、反問権についてでございますが、議員の質問に対して、論点、争点を明確にするためのものであり、質問回答事項を十分精査し、より質の高い議論を展開することが期待されているものであります。町長初め、執行機関、議員各位には、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議いたしました内容について、報告を終わります。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第3 会期決定の件を議題といたします。
お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月12日までの4日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月12日までの4日間に決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第5 町長行政報告及び提出案件の概要説明

○議長（渡邊政吉君） 日程第5 町長から行政報告及び提出案件の概要について説明があります。

町長。

○町長（水沼 猛君） おはようございます。

本日、平成26年第3回の町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては時節柄何かとお忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

開会に当たりまして、行政報告並びに提出議案等の概要説明をいたします。

まず、報告の1点目ですが、産業の動向についてでございます。

初めに酪農畜産関係でございますが、ことしの夏は6月から7月、8月と、一時的に集中して雨が降った時期がありましたが、比較的よい天気が続いたことから、1番草の刈り取り作業も順調に終わることができたとお聞きをいたしております。

家畜の暑熱被害についてでございますが、町内における日射病または熱射病については、乳用牛で4頭が発症し、1頭が死亡、残り3頭は回復しております。昨年に比べ、発症、死亡数とも大きく減少しております。

町内の生乳生産につきましては、1月から7月末で26万9,000トン、対前年比94.8%。販売額では23億4,000万円、対前年比94.7%。乳量、乳代ともに前年実績を下回っております。

これらに対応すべく、各農協では対策に取り組んでいるところでございますが、道東あさひ農協では、組合員の所得確保と伸び悩む生乳生産にかかわる課題解決に向けた、経営安定生乳増産プロジェクトを立ち上げたところです。

牧草の生育状況ですが、9月11日現在、牧草の生育は平年より1日早く、また、農作業の進捗も天候に恵まれ、5日早く収穫が進んでいる状況であります。

飼料用トウモロコシの生育につきましては、平年に比べ2日早い状況となっております。

生乳出荷農家の離脱状況についてですが、本年2月1日以降の生乳出荷農家の離脱状況は、7月23日現在9戸で、離脱の理由は後継者問題2戸、将来不安3戸、経営転換などが4戸という状況になっております。

参考といたしまして、昨年は8月31日現在で離脱戸数は13戸、最終的に25戸の離脱という状況にありました。

国際的な農業交渉の進展、飼料価格の高騰、離農や高齢化による担い手の減少など、酪農情勢は厳しさを増しております、生乳生産も減少している状況にあることから、去る8月8日に根室釧路管内の全市町村、JAで組織をする、新たな根釧酪農構想検討会議を立ち上げました。

この検討会議では、酪農の現状や将来の方向性を共有し、新たな可能性を検討していくため、根釧酪農ビジョンを来年の2月をめどに策定する予定となっております。

次に、水産業の状況でございます。

主要魚種の一つであります春期ホタテ漁は、5月31日で操業を終えておりますが、漁獲数量、金額ともに昨年を上回る結果で、数量は123%、金額では115%となりました。

また、春期の風蓮湖ニシン漁は、対前年比の数量で392%、金額では222%となしまして、上々のスタートを切っております。

さらに、6月19日から7月26日まで行いましたホッカイシマエビの夏漁につきましては、昨年より1.7トンほど少ない20.9トンという状況でありましたが、震災前の資源状況、生育環境に戻りつつあるということで、秋漁に期待しているところでございます。

1月から8月28日までの野付・別海両漁協の漁獲量の合計は、対前年比122%、金額では114%、約7億3,000万円の増となっております。

本町の太宗漁業である秋サケ定置網漁業は、9月1日から網入れが始まりました。

9月8日現在の漁獲量は、対前年比で野付漁協は約83%、別海漁協では約139%という状況となっております。

さけます・内水面水産試験場がまとめた、ことしの秋サケ来遊予測によりますと、根室海峡側は野付半島の竜神崎を境に、北部が前年比21.1%増の約778万尾、南部が17.4%減の175万尾となっております。気象による影響など予断を許さない状況にもありますが、今後の本格的な操業に向け、来遊状況や価格動向に期待しているところでございます。

次に、商工業と観光についてでございます。

7月末現在の本町の観光客入り込み数は、対前年比で11.1%増の11万8,100人となりました。これは情報発信やイベント企画が効果を上げまして、徐々にではありますが食観光が定着してきたものと思っております。

また、平成24年度から取り組んでおります根室管内教育旅行誘致推進協議会による教育旅行の誘致対策や、今年度発足したインカレねむろ事業推進協議会による大学ゼミ生の誘致事業などによって、さらに滞在型観光が推進されることを期待しております。

商工業についてですが、内閣府が報じているような景気状況は地方までは反映しておらず、地域企業は資材の高騰等によりまして、依然として厳しい経営状況に置かれていると認識しております。今後とも関係団体と協議をしながら、実効性のある商工業の振興策を講じていく必要があると考えているところでございます。

次に報告の2点目ですが、特別養護老人ホームなどの建てかえについて、べつかい柏の実会へ経営移譲後の経過を御報告いたします。

移譲後の施設運営に関しましては、職員体制も整いまして、これまでのところ順調に経過していると柏の実会から聞いております。

建設工事の状況ですが、本体工事の着工に先立ち、完成後の施設周辺に植栽可能な植樹の移植、工事に伴い支障となる附属建物等の取り壊し工事などが6月から開始されました。

施設本体の工事費等は、7月2日に建築主体、電気設備、機械設備の工事3件と工事監理業務委託、合わせて4件の入札が執行されています。

北海道の補助金を受ける社会福祉法人の入札は、市町村から財政支援を受ける場合には、原則として当該市町村の入札手続に準じて行うこととされていることから、これら4件の発注については、別海町の入札及び契約手続に準じて行われています。

なお、入札の執行に当たっては、根室振興局と本町の職員が立ち会いをしております。

入札結果に基づく契約の状況ですが、本体工事に係る3件の契約金額の総額は20億8,980万円、工事監理費業務委託の契約額は2,138万4,000円、合計で21億1,118万4,000円となっております。

これに昨年度から実施している設計委託、開発行為や建築確認申請などにかかわる経費を合わせた建設関係経費は、現在のところ約21億9,000万円ということでございます。

本体工事の進捗状況ですが、4月11日に地鎮祭がとり行われ、直ちに、くい工事が開始されました。くい打ち工事は8月中旬に終了し、現在は基礎工事が進められておりますが、おおむね計画どおりの進捗となっているようでございます。

東日本大震災の復興工事などの影響で、今後の工事が予定どおり進んでいくか心配もされるところですが、平成27年10月の新設供用開始を目指して、工事は進められております。

また、建設にかかわる資金計画では、福祉医療機構と地元金融機関から借入れをするという予定で、これらに対する町の損失補償にかかわる債務負担行為について、本年3月定例会で議決をいただいたところでございます。

今般、柏の実会で借入金額について調整を進めたところ、金利の有利な福祉医療機構からの借入れを増額することが可能となったことから、双方の借入額を変更したいとの申し出がありましたので、関係する債務負担行為についても変更することとしております。

なお、このことにつきましては、補正予算として提出しておりますので、詳細については説明を省略させていただきます。

行政報告については、以上でございます。

次に、本定例会に提出をいたしました議案等につきまして、その概要を説明いたします。

提出いたしました案件は、議案が12件、諮問が1件、認定が8件、報告が3件でございます。

議案第62号は一般会計、議案第63号から議案第66号までの3件については、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計の平成26年度補正予算でございます。

一般会計では5,170万円、下水道事業特別会計では760万円、介護保険特別会計で400万円、水道事業会計で1,887万9,000円を、それぞれ増額補正するものでございます。

議案第66号から68号までの3件は、いずれも子ども・子育て関連3法が成立し、来年4月から子ども・子育て支援新制度が施行されることに伴うもので、議案第66号別海町家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、地域型保育給付を受けようとする事業の設備と運営の基準を定める条例の制定でございます。

議案第67号別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する事業を定める条例の制定については、保護者が就労等により昼間家庭にない児童に対し、適切な場を与えて健全な育成を図る事業の設備と運営の基準を定める条例の制定でございます。

議案第68号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、新制度による施設型給付及び地域型保育給付の対象となる施設、事業者を確認する制度や基準を定める条例の制定でございます。

議案第69号別海町介護保険事業計画策定委員会条例の制定については、町の諮問機関として、他の委員会との整合性を図るため、委員会としての組織を明確にするために、条例の全部改正を行おうとするものでございます。

議案第70号の別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議会議員の月額報酬を増額改正しようとするものでございます。

議案第71号の別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、母子及び寡婦福祉法が、母子及び父子及び寡婦福祉法に改称されたことに伴い、引用法令が変更となるための一部改正でございます。

議案第72号の北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、組合の構成団体が増加したことにより、北海道市町村職員退職手当組合から規約変更の協議があったものでございます。

議案第73号は町道の路線認定及び廃止についてで、それぞれ事業の実施に伴い、1路線を変更認定、2路線を新規認定、5路線を廃止するものでございます。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。現在5名の方が人権擁護委員として活動されておられますが、このたび12月31日付けで1名の方が勇退されることから、新たな人権擁護委員候補者を法務大臣に推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。

認定第1号から認定第8号までの8件につきましては、平成25年度別海町各会計の歳入歳出決算認定についてでございます。各決算につきまして、監査委員の意見をつけまして、議会の認定に付するものでございます。

報告第5号と報告第6号は、公用車の使用中における物損事故について、和解の成立及び損害賠償額を決定する専決処分を行ったことから報告するものでございます。

最後に、報告第7号は、平成25年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

以上、提出いたしました議案等の概要説明とさせていただきます。慎重に御審議の上、速やかに御決定を賜りますようお願いを申し上げて、報告並びに議案の概要の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（渡邊政吉君）　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第6　議案第62号から日程第9　議案第65号までの4件、及び日程第13　議案第69号から日程第18　諮問第1号までの6件、合わせて10件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6 議案第62号から日程第9 議案第65号までの4件と、日程第13 議案第69号から日程第18 諮問第1号までの6件、合わせて10件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第62号

○議長（渡邊政吉君） 日程第6 議案第62号平成26年度別海町一般会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（河嶋田鶴枝君） 議案第62号の内容を御説明いたします。

別冊の別海町一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成26年度別海町一般会計補正予算（第2号）。

平成26年度別海町一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億5,140万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加、変更は「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

まず歳入で、補正額の欄で申し上げます。

9款地方特例交付金、1項、63万8,000円の増。

10款地方交付税、1項、683万円の減。

15款道支出金、2項、1,138万6,000円の増。

16款財産収入、2項、6,450万円の増。

17款寄附金、1項、3万5,000円の増。

18款繰入金、1項、1億6,200万円の減。

19款繰越金、1項、1億6,390万9,000円の増。

20款諸収入、4項と5項で574万円の増。

21款町債、1項で2,567万8,000円の減。

歳入合計で5,170万円を追加し、歳入予算の総額を155億5,140万円とするものです。

次に3ページ、歳出です。

2款総務費、1項と4項で231万2,000円の減。

3款民生費、1項で500万円の増。

4款衛生費、1項と2項で701万1,000円の増。

6款農林水産業費、1項、2項と4項で151万5,000円の増。

7 款商工費、1 項で6 0 3 万9, 0 0 0 円の増。

8 款土木費、2 項から4 項で3, 1 1 0 万円の増。

1 0 款教育費、1 項、2 項と5 項、6 項で3 3 4 万7, 0 0 0 円の増。

歳出合計で5, 1 7 0 万円を追加し、歳出予算の総額を1 5 5 億5, 1 4 0 万円とするものです。

次に、4 ページをお開きください。

第2 表債務負担行為補正です。

今回の補正は追加と変更するもので、まず追加は2 件で、1 件目、防衛施設周辺障害防止事業は、矢臼別演習場土砂流出対策工事とモニタリング業務で、期間は平成2 7 年度、限度額は3, 1 2 3 万7, 0 0 0 円。

2 件目、根室中部3 号主要幹線改良舗装工事で、期間は平成2 7 年度、限度額は9, 9 9 7 万4, 0 0 0 円。

次に変更は2 件で、いずれも社会福祉法人べっかい柏の実会が建設する特別養護老人ホーム、デイサービスセンター建設資金の借りに伴う損失補償で、借入れ予定総額に変更はありませんが、各金融機関の借入れ限度額及び金利の変更に伴う変更です。

1 件目は、大地みらい信用金庫別海支店に対する損失補償で、変更後の期間を平成4 7 年度までとし、限度額を7 億6, 1 2 3 万円とするものです。

2 件目は、独立行政法人社会福祉医療機構に対する損失補償で、限度額を1 7 億5 5 8 万円とするものです。

次に5 ページ、第3 表地方債補正で、今回の補正は変更1 0 件で、1 件目、南1 号地区基幹農道整備事業から、下から2 件目の本別柏野線地区農道整備事業まで9 件は、いずれも農道整備事業採択地区の確定及び事業精査によるもので、9 事業合計で限度額を1 1 0 万円減額し、補正後の限度額を合計で1 億4, 3 2 0 万円とするものです。

下段、臨時財政対策債は、額の確定により限度額を2, 4 5 7 万8, 0 0 0 円減額し、補正後の限度額を5 億5, 5 4 2 万2, 0 0 0 円とするものです。

合計では、1 0 億7, 7 9 0 万円から2, 5 6 7 万8, 0 0 0 円を減額し、補正後の限度額を1 0 億5, 2 2 2 万2, 0 0 0 円とするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書の内容について御説明しますが、1 の総括は省略し、2 の歳入から御説明させていただきます。

9 ページをお開きください。

2、歳入です。

款項の金額は省略し、目の補正額の欄で申し上げます。

9 款地方特例交付金、1 項1 目地方特例交付金6 3 万8, 0 0 0 円の増は、額の確定による増。

1 0 款地方交付税、1 項1 目地方交付税6 8 3 万円の減は、普通交付税の額の確定による減です。

1 0 ページをお開きください。

1 5 款道支出金、2 項1 目総務費補助金2 0 万円の増。消費者行政活性化事業補助採択による増です。

2 目民生費補助金5 0 0 万円の増は、社会福祉法人が建設するデイサービスセンター建設に対する地域づくり総合交付金です。

3 目衛生費補助金3 9 6 万円の増は、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金です。

4目農林水産業費補助金124万2,000円の増は、農地法改正に伴う農地情報公開システム整備事業費補助金です。

5目商工費補助金20万4,000円の増は、本目新設で、消費者行政活性化事業補助金です。

7目教育費補助金78万円の増は、本目新設で、旧柏野尋常小学校奉安殿修理に対する北方領土隣接地域振興等補助金です。

11ページ、16款財産収入、2項4目有価証券売却収入6,450万円の増は、本目新設で、現在町保有の別海バイオガス発電株式会社の株式1,290株のうち645株を、中春別及び道東あさひ農業協同組合へ譲渡を行うものです。

17款寄附金、1項3目教育費寄附金3万5,000円の増は、中央公民館改築のための特定寄附金です。

次に、12ページをお開きください。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金1億6,200万円の減で、今回の補正減額後の財政調整基金繰入予算額は3億5,970万円となり、予算上の基金残高は23億8,000万円となります。

19款繰越金、1項1目繰越金1億6,390万9,000円の増は、前年度決算額確定により増するものです。

次に13ページ、20款諸収入、4項2目農林水産業費受託事業収入19万6,000円の増は、農地中間管理事業業務受託収入です。

5項1目雑入554万4,000円の増は、いきいきふるさと推進事業助成金の採択。その他雑入は野付漁業協同組合の補助返還経費が主なものです。

21款町債、1項3目農林水産業債110万円の減は、道営農道整備事業精査による減。

6目臨時財政対策債2,457万8,000円の減は、額の確定によるものです。

以上が、歳入となります。

次に歳出で、15ページをお開きください。

3、歳出です。

こちらも目の欄で御説明いたします。

2款総務費、1項5目財産管理費3万5,000円の増は、特定寄附金を生涯学習振興基金へ積み立てするものです。

6目企画費75万円の増は、みどりの里会館補修に対する町振興奨励事業補助金です。

16目諸費20万円の増は、消費者協会への補助金です。

4項4目農業委員会委員選挙費329万7,000円の減は、16ページにわたり、農業委員会委員選挙経費の執行残を減するものです。

次に、17ページをお開きください。

3款民生費、1項2目老人福祉費500万円の増は、社会福祉法人に対する新デイサービスセンター建設費補助金です。

18ページをお開きください。

4款衛生費、1項3目環境衛生費636万3,000円の増は、エゾシカ駆除経費の増及び野付・走古丹地区越冬地対策経費を増するものです。

2項3目じん芥処理場費64万8,000円の増は、現在中止している旧ごみ焼却施設煙突について、解体を計画するための調査設計費です。

次に、20ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項1目農業委員会費124万2,000円の増は、農地情報公開システム改修委託料です。

4目畜産業費14万3,000円の増は、ヨーネ病対策検査増に伴う人夫賃です。

7目農道整備事業費391万9,000円の減は、採択地区の確定及び事業精査によるものです。

2項1目広域農業推進費19万6,000円の増は、農地中間管理事業事務受託に伴う経費です。

21ページ、4項2目水産業振興費385万3,000円の増は、町を通し、野付漁業協同組合が補助返還をするものです。

22ページをお開きください。

7款商工費、1項1目商工業振興費20万4,000円の増は、補助採択に伴う消費生活関連経費の増。

2目観光費583万5,000円の増は、トドワラ浮き栈橋補修及び旧交流センター暖房機器等の補修を行うものです。

23ページ、8款土木費、2項2目道路維持費2,086万円の増は、町道維持補修委託料の増及び除雪グレーダー修理に伴う修繕料で、いずれも今後の予算に不足が見込まれるため増するものです。

3項1目下水道費745万円の増は、下水道事業特別会計繰出金です。

4項1目住宅管理費279万円の増は、公営住宅補修増によるものです。

次に、24ページをお開きください。

10款教育費、1項2目事務局費12万2,000円の増は、別海高校学級維持対策として、学校案内パンフレット・ポスターなどの製作経費です。

2項1目学校管理費75万6,000円の増は、西春別小学校グラウンドフェンス補修を行うものです。

5項1目社会教育総務費142万6,000円の増は、補助採択に伴い旧柏野尋常小学校奉安殿修理の設計委託料です。

6項4目総合スポーツセンター費104万3,000円の増は、町民温水プール補修を行うものです。

以上で、議案第62号一般会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第62号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、1番木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 2点ほどあります。

まず1点目が、18ページの環境衛生費ですが、エゾシカの有害駆除ということで、最終的に駆除頭数をお知らせいただきたいと思います。

それからもう1点が、22ページの観光費にありますトドワラ浮き栈橋補修事業ということなのですが、トドワラに関しては木道などもありまして、かなり凍上などで傷んでいるところもあって斜めになっていたり、通行に支障が出かねない場所もあると思いますが、そのことについてはどのように考えているのか。そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） はい、産業振興部次長。

○産業振興部次長（佐藤則夫君） ただいまのエゾシカの頭数についてお答えいたします。

当初計画につきまして、26年度は3,500頭を計画しておりました。春駆除が1,500頭、秋駆除が1,300頭、越冬地対策で700頭となっています。

春駆除を5月8日の連休明けから6月の初旬までございまして、結果的には1,500頭の計画に対して1,995頭駆除しております。

その結果、秋駆除は9月21日から10月の一般狩猟が始まる前の日までの24日まで、現在のところ行う予定としてございまして、1,300頭、当初の計画どおりで進めるべく考えております。

春駆除の増頭分ということで、その部分がふえて、総体的には現在のところ3,995頭という頭数になります。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 御質問にお答えいたします。

ただいまの木嶋議員の御質問は、トドワラ浮き栈橋の補修事業に関してだと思うのですが、トドワラ浮き栈橋といいますのは、野付半島あります遊覧船が着く、その浮き栈橋の補修でありまして、さびがひどくてですね、どうしても直さなければならない、塗装し直さなければならないということで、今回の補正となっております。

御質問の内容は、道立自然公園内のトドワラの散策路の木製の歩道のことをおっしゃっているのかと思いますが、そのことにつきましては道立の自然公園ということもありまして、毎年、道と協議しながらですね、補修等々を進めている状況でございまして、これもまた来年度に向けてですね、道と協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 散策路の件なのですが、その現状の把握はできているのかどうかお伺いします。

○議長（渡邊政吉君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 御質問にお答えいたします。

現状を把握しているのかということですが、現状は当然把握しております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

はい、6番沓澤議員。

○6番（沓澤昌廣君） 10ページの柏野の奉安殿の補助金の件がありますね。それと24ページの、ここにも社会教育総務費の中で奉安殿の予算をとっているのですが、全体でどのくらいかかるのですか。

○議長（渡邊政吉君） はい、教育部次長。

○教育部次長（下地 哲君） 質問にお答えします。

本事業につきましては、旧柏野尋常小学校奉安殿の修理工事の実施設計に伴う事業でございまして、その業務委託料として142万5,600円。歳出のほうで142万6,000

0円を組んでおりますが、この事業に対する道からの補助金でございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 杓澤議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

はい、15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 今の件に関連するのですが、柏野の奉安殿について、今回予算計上されて設計が行われると。

それで今後の計画ですね、おおよそどんなふうになっているか、お聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） はい、教育部次長。

○教育部次長（下地 哲君） 質問にお答えします。

今回の工事の実施設計を受けて、次年度、計画を予定したいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 確認ですけど、来年度実際に補修が行われるという理解でよろしいですか。

○議長（渡邊政吉君） 教育部次長。

○教育部次長（下地 哲君） 現在の計画では、次年度と計画しております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

はい、12番松原議員。

○12番（松原政勝君） 22ページの観光費の中で旧交流センター補修事業の修繕、それから補修等工事請負費があるわけですが、どのような修繕をするのか、お答え願いたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 御質問にお答えいたします。

郊楽苑の客室及び廊下にあります温水のパネルヒーター、及び宴会場の天井裏にあります暖房機器が水漏れを起こしてしまっていて、どうしても冬の前に直してしまわなければならないということでの補修工事。それと宴会場等々、その暖房機を入れかえるときに部屋が使えないという状況の中から、もともと指摘がありました畳のイグサがつくということで、去年あたりから苦情がきておりまして、それもこの機会に畳がえをしておうということでの補正でございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 松原議員。

○12番（松原政勝君） 今説明されました暖房機というのは、配管も含めて全部取りかえるということですか。それとも、部分的に補修することなののでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） お答えいたします。

パネルヒーターのところから水漏れが起きているものですから、配管ではなくパネルヒーターそのものを5台ほど交換する予定、及び宴会場の屋根裏に2機ついております暖房機器、これも機械本体自体を変えようとするものです。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 松原議員、よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

3 番森本議員。

○3 番（森本一夫君） 24 ページの一番下段の総合スポーツセンター費の中で、町民温水プールの整備ということがあります。

これはときどき、プールのポンプが詰まって調子が悪いという話をよく聞いています。それで、もう時期的に更新の時期ではないかというふうに考えますが、修理で済むことなのでしょうか。ちょっとその辺確認したいです。

○議長（渡邊政吉君） はい、教育部次長。

○教育部次長（下地 哲君） 御質問にお答えいたします。

本件につきましては、町民温水プールの給湯用膨張タンクの取りかえ工事を行うための工事請負でございます。

プールのボイラー点検時に、給湯用タンクの異常加圧が確認されまして、その原因を調査した結果、給湯用タンクの圧力を調整する膨張用タンクが経年使用でその機能を果たさない状況ということで、膨張用タンクの取りかえを実施するものです。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） はい、それではちょっと補足説明を。

教育部長。

○教育部長（中谷隆弘君） 補足の説明をさせていただきます。

設備につきましては点検をしっかりとしながら、設備の長寿命化を図っていききたいと思います。点検の結果次第においては交換ということも出てくるかと思っておりますけれども、現在のところは、そのようなことで対応していききたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 森本委員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

はい、15 番中村議員。

○15 番（中村忠士君） 先ほど交流センターの関係で質問出て、それに関連するのですが、ちょっと教えていただきたいのは、コンサル入れて保全計画が出されましたよね。この保全計画の中に、もう既にこれは入っているものなのか、新たに補修が必要というふうに発見されたものなのか、ちょっとそこら辺教えていただきたいと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 御質問にお答えしたいと思います。

平成25年2月に策定しました保全計画の中に、畳がえ及び暖房等の機器の更新というのは入っております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員、よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第7 議案第63号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第7 議案第63号平成26年度別海町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤 敏君） それでは、議案第63号の内容説明をいたします。

別冊の平成26年度別海町下水道事業特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成26年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度別海町下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ760万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,110万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入です。

4款繰入金、1項で745万円の増。

5款繰越金、1項で15万円の増。

歳入合計で760万円を増額し、歳入予算の総額を6億7,110万円とするものです。

次に、歳出です。

2款下水道施設費、1項で402万7,000円の増。

3款集落排水施設費、1項で197万4,000円の増。2項で159万9,000円の増。

歳出合計で760万円を増額し、歳出予算の総額を6億7,110万円とするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書の御説明をいたします。

1の総括は省略させていただき、2の歳入から御説明いたします。

7ページをお開きください。

目で説明させていただきます。

2、歳入です。

4款繰入金、1項1目繰入金745万円の増は、歳出予算の増額に伴う一般会計からの繰入金の増額です。

5款繰越金、1項1目繰越金15万円の増は、前年度繰越額の確定による増額です。

次に、歳出について御説明いたします。

9ページをお開きください。

3、歳出です。

2 款下水道施設費、1 項 1 目処理場費 4 0 2 万 7, 0 0 0 円の増は、下水道で発生いたします脱水汚泥の処理を町の資源循環センターに委託しておりましたが、今年度から受け入れができなくなり民間業者に委託することになったため、受入単価の上昇により、処分委託料に不足が生じるための増額が主なものです。

3 款集落排水施設費、1 項 1 目処理場費 1 9 7 万 4, 0 0 0 円の増は、機器の故障により修繕料に不足が生じることが予測されること、及び下水道施設費同様、処分委託料に不足が生じるための増額が主なものとなります。

続きまして、1 0 ページです。

2 項 1 目処理場費 1 5 9 万 9, 0 0 0 円の増は、この理由につきましても、処分委託料に不足が生じるための増額が主なものとなります。

以上で、議案第 6 3 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 6 3 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、1 番木嶋議員。

○1 番（木嶋悦寛君） 9 ページの処理場費なのですけれども、資源循環センターのほうで脱水汚泥を受け入れできなくなったということなのですが、その理由についてお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤 敏君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

下水道事業といたしましては、本年度も別海町資源循環センターに処分を委託する計画をしておりましたが、本年 2 月に指定管理者でございます別海バイオ株式会社から、下水道汚泥使用した堆肥の需要が非常に少ないということで、農家以外からの発生物につきましては、平成 2 6 年 3 月末で受け入れを中止する旨の通知があり、委託先を変更したところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） はい、木嶋議員。

○1 番（木嶋悦寛君） 今後ともそういう需要がないという予測になっているのでしょうか。要するに、今は需要が少なくなったので受け入れできないということで、原料が余るということですね。だけど、それは今後ともそういう状況なのかということですね。そういう予測をしているのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） それでは、産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

受け入れができないというお話は今、課長からお話ししたとおりでございます。

今言いましたように、農家のほうでなかなか受け入れられる、草地更新のときにすきこんでやっていたわけですけど、そういった需要がないということで、理由がそういったことでございました。

それによりまして、今後の需要がない状況かということですけど、そういったことが見込めないということで、バイオのほうからは受け入れできないというお話がきているようです。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

はい、15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 同項目なのですけれども、ちょっとお聞きしたいのは、その受入単価が今まで幾らで、それが幾らになったのかということをお教えください。

○議長（渡邊政吉君） はい、上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤 敏君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

町の資源循環センターにおきましては、1トン当たり8,000円で受け入れていただいておりますが、今年度から委託しております民間会社におきましては、ちょうど倍となります1トン当たり1万6,000円になっております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

◎日程第8 議案第64号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第8 議案第64号平成26年度別海町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

介護支援課長。

○介護支援課長（今野健一君） 議案第64号の内容説明をいたします。

別冊の別海町介護保険特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成26年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度別海町介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,340万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。

補正額の欄で申し上げます。

4款支払基金交付金、1項で31万7,000円の増。

5款道支出金、1項で595万1,000円の増。

7款繰入金、2項で2,414万5,000円の減。

8款繰越金、1項で2,187万7,000円の増。

歳入合計で400万円を増額し、補正後の予算額を9億5,340万円とするものです。

4ページをお開きください。

歳出です。

5 款諸支出金、1 項で400万円の増。

歳出合計で400万円を増額し、補正後の予算額を9億5,340万円とするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書について説明いたします。

1、総括につきましては説明を省略させていただき、7ページの歳入から説明いたします。

2、歳入。

款項の金額につきましては省略しまして、目の金額で説明いたします。

4 款支払基金交付金、1 項2 目介護予防事業交付金31万7,000円の増。平成25年度介護予防事業費の確定による追加交付です。

5 款道支出金、1 項1 目介護給付費負担金59万5,000円の増。平成25年度介護給付費の確定による追加交付です。

7 款繰入金、2 項1 目介護給付費準備基金繰入金2,414万5,000円の減。25年度決算により、剰余金が生じたことに伴う基金繰入金の減額です。

8 ページをお開きください。

8 款繰越金、1 項1 目繰越金2,187万7,000円の増。平成25年度決算が確定しまして、剰余金処分によるものです。

以上が、歳入となります。

次に、9 ページをお開きください。

歳出です。

5 款諸支出金、1 項2 目償還金400万円の増。平成25年度介護給付費及び地域支援事業費の確定による、国・道支払基金への返還金となっております。

以上で、議案第64号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第64号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第9 議案第65号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第9 議案第65号平成26年度別海町水道事業会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤 敏君） 議案第65号の内容説明をいたします。

別冊の平成26年度別海町水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成26年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、総則。

平成26年度別海町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算書第3条の収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出です。

1 款水道事業費用は、1 項営業費用で 3 6 0 万 1, 0 0 0 円を増額。

2 項営業外費用で 1 2 2 万 2, 0 0 0 円を減額し、7 億 9, 1 5 0 万 9, 0 0 0 円とするものです。

第 3 条、資本的収入及び支出。

予算第 4 条の資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 4 億 8, 2 8 9 万 7, 0 0 0 円は、減債積立金 1 億 3, 7 2 5 万 3, 0 0 0 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2, 5 0 8 万 8, 0 0 0 円、過年度分損益勘定留保資金 3 億 2, 0 5 5 万 6, 0 0 0 円で補てんするものとする。

1 款資本的支出は、1 項建設改良費で 1, 6 5 0 万円を増額し、4 億 9, 5 7 9 万 7, 0 0 0 円とするものです。

第 4 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第 6 条に定めた経費の金額を次のように改める。

1 号、職員給与費を 3 6 0 万 1, 0 0 0 円増額して、6, 4 1 4 万 6, 0 0 0 円に改めるものです。

2 ページの平成 2 6 年度別海町水道事業会計補正予算実施計画は省略させていただき、最終ページの 1 0 ページをお開きください。

平成 2 6 年度別海町水道事業会計補正予算実施計画説明書です。

ただいま款項について説明いたしましたので、目で説明させていただきます。

収益的収入及び支出の支出です。

1 款水道事業費用、1 項 4 目総係費 3 6 0 万 1, 0 0 0 円の増は、会計間交流により職員が 1 名増員になったことによるものです。

2 項 3 目消費税及び地方消費税 1 2 2 万 2, 0 0 0 円の減は、建設改良費の増額に伴う消費税及び地方消費税の納税額減額分です。

次に、資本的収入及び支出の支出です。

1 款資本的支出、1 項 2 目施設費 1, 6 5 0 万円の増。この理由につきましては、基幹管路であります風蓮 1 号送水管が河川の横断部付近で浸食により露出し、危険な状態で発見されました。

現在は応急復旧済みではありますが、重要度の高い管でありますことから、恒久対策を必要とし、管路改修の調査設計を計画していること。また、支線の管路でも集中豪雨などにより露出し、改修工事を必要としており、予算に不足を生じるため増額するものです。

戻りまして、3 ページをお開きください。

平成 2 6 年度別海町水道事業会計補正予算予定キャッシュ・フロー計算書です。

各項目ごとの説明は省略させていただき、下から 3 行目をごらんください。

資金減少額の見込みです。7, 5 7 3 万円の減額となり、一番下の行になりますが、資金期末残高で 2 8 億 9, 1 8 5 万 6, 0 0 0 円となる予定です。

なお、資金減少の要因といたしましては、今回の補正のほか、本年度から国営別海北部地区との共同事業が開始したことが主な理由となっております。

続きまして、4 ページをごらんください。

補正予算給与費明細書です。

1、総括。

下段の比較合計欄で説明させていただきます。

職員数 1 名の増。

給料208万2,000円の増。

手当86万9,000円の増。

法定福利費65万円の増。

合計で360万1,000円を増額し、補正後欄の合計額を6,105万8,000円とするものです。

以下6ページまで省略させていただき、7ページをお開きください。

平成26年度別海町水道事業予定損益計算書です。

下から3行目をごらんください。

当年度純利益の見込みです。1億9,267万2,000円となる予定になっております。

8ページの平成26年度別海町水道事業予定貸借対照表につきましては、省略させていただきます。

以上で、議案第65号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第65号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第10 議案第66号から日程第12 議案第68号

○議長（渡邊政吉君） 日程第10 議案第66号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第11 議案第67号別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第12 議案第68号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての3件については、関連がありますので一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） 議案第66号から議案第68号につきまして、一括して説明をさせていただきます。

制定しようとする三つの条例は、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、早ければ来年、平成27年4月から、地域子ども・子育て支援事業を本格実施することに伴い、地域型保育事業等を実施しようとする事業者に対する認可の基準や、事業者に対する町としての確認に関する基準を規定するものでございます。

議案の朗読については省略をさせていただき、議案資料で三つの条例の概要について説明をさせていただきます。

議案資料の1ページをお開き願います。

まず、条例制定の趣旨と経緯です。

平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である施設型給付、及び小規模保育等への給付として地域型保育給付が創設され、各自治体が策定する計画に基づき子育て支援の充実を図るため、地域子ども・子育て支援事業を行うこととなりました。

国は、消費税率引き上げにより確保する財源を含め、早ければ平成27年4月の本格実

施を予定しています。

これに伴い、国で示す基準を参考に、地方公共団体に対し、次の四つの基準を条例で定めるよう国が求めているところです。

一つ目は、地域型保育事業の設備及び運営に関する基準、これは認可のための基準です。二つ目は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、こちらも認可のための基準です。三つ目と四つ目の特定教育・保育施設の運営に関する基準と、特定地域型保育事業の運営に関する基準は、確認基準となっております。

条例は、三つ目と四つ目をあわせて一本の条例案としておりますので、全部で3件の条例を制定しようとするものです。

条例の整備の仕方として、国の省令では定めるべき基準を二つに分類しております。

表の中になります。一つは従うべき基準で、条例の内容を直接的に拘束する必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されますが、異なる内容を定めることができないとされております。

もう一つは参酌すべき基準で、自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものです。

町の考え方として、今回制定しようとする3件の条例で規定する基準は、全て国の省令で規定する従うべき基準及び参酌すべき基準に従って整備をいたします。

まず、議案第66号の別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案の概要です。

本条例は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4事業について、その設備と運営に関する基準を定めます。

特に重要な事項として、最低基準については、条例で定める最低基準を理由として、設備または運営を現状より低下させてはならないとされております。

また、これらの事業は、原則としてゼロ歳から2歳児を対象としていることから、連携事項として、保育提供終了後も満3歳以上になった児童に対して、必要な教育または保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所や幼稚園を適切に確保しなければならないと規定しております。

次に、各事業を、小規模保育事業とそれ以外の事業に分けて整理しました（1）と（2）の表により、その基準を説明させていただきますが、表に記載の職員の資格について先に御説明いたします。

2ページ下段のほう、（3）職員の定義というところがございしますが、この内容になります。職員の定義で、保育士とは、従来の児童福祉法に基づく保育士資格を有する者。家庭的保育者とは、市町村長が行う研修を修了した保育士、または基礎研修と認定研修を修了した保育士と同等以上の知識、経験を有すると市町村長が認める者を言います。また、家庭的保育補助者とは、市町村長等が実施する基礎研修を修了した者を言います。

それでは、1ページの（1）の表に戻っていただきまして、まず家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の基準の概要を御説明いたします。

まず、職員についてですが、職員数は家庭的保育事業で、ゼロから2歳児3人に対して家庭的保育者1人が必要とされており、家庭的保育補助者を置く場合は5人まで保育することができる。

真ん中の列になりますが、事業所内保育所では、児童の年齢に応じて1人の保育士が保育できる人数が記載のとおり、それぞれ規定されておまして、ゼロ歳児であれば、児童

3人に対して職員は配置基準1人と規定されております。

同列の下段ですが、定員20名以上の事業所内保育事業の職員資格は、全て保育士でなければなりません。また、定員19名以下の場合、研修を修了した保育従事者も勤務可能ですが、2ページの上段のところに括弧書きで記載しております。この場合、半数以上は保育士でなければならないという規定をしております。

また、米印で記載してありますが、特例もございます。居宅型保育事業では、児童と一対一の保育となり、この場合の必要な保育職員資格は家庭的保育者となります。

表の一番下段、2ページのほうになりますけれども、居宅訪問型保育事業を除きまして、事業所の保育室等の児童1人当たりの必要面積が、この記載のとおりという基準になります。

次に、(2)の小規模保育事業の認可についてです。

(1)の表と同じく、職員については児童の年齢に応じて、職員1人当たりが保育できる児童数と、また必要な資格。設備につきましては、児童1人当たりの必要な面積をそれぞれ規定しています。

ここでA型とは、保育園の分園に近い類型、そしてC型とは、家庭的保育に近い類型、B型はその中間型と位置づけられており、特にB型ですけれども職員資格を緩和するなど、さまざまな形でこの事業に参入しやすいものとしております。

各タイプの保育定員につきましては、議案第68号において規定しておりますので、後ほど御説明をさせていただきます。

また、家庭的保育事業等の共通事項としては、給食ですけれども、原則調理員を置き、自園調理とする必要があります。しかし、一定の条件を満たす場合は、特例として連携施設等からの搬入を可とし、その場合は調理員を置かないことができることとしております。

職員の定義につきましては、先ほど御説明したとおりです。

続いて2ページ下段、太字の2のところですがけれども、議案第67号別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案の概要です。

本条例では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業について、その設備及び運営に関する基準を定めます。

国の省令で規定されるという従うべき基準、3ページに表になっておりますけれども、従うべき基準は、従事する職員についてと職員の数です。

従事する者、これを支援員と呼びますが、児童福祉施設の設備及び基準第38条第2項に該当する児童の遊びを指導する者であって、研修を修了した者でなければなりません。具体的には保育士や社会福祉士、教員となる資格を有する者で、これらの方が必要な研修を終了した場合、この対象となります。

従事する者の数ですがけれども、支援の単位ごとに2人以上を必要としておりますが、1人を除いては補助員をもってかえることができるとしております。

その他参酌すべき基準として、最低基準や連携事項のほか、集団の規模、施設の面積基準、年間の開所日数、1日当たりの開所時間などを規定しております。

次に太字の3、議案第68号の別海町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案の概要について御説明いたします。

この条例は、給付の実施主体である町が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地

域型保育給付の対象となる施設事業者を確認するための制度や基準を定めております。

まず、主要な用語の定義についてですけれども、条例ではたくさんの用語の定義をしておりますが、代表的なものとして、条例のタイトルにもなっております特定教育・保育とは、町長が施設型給付の支給にかかわる施設として確認する教育保育施設である認定こども園、幼稚園、保育所において給付される教育・保育のことを言います。

次の特定地域型保育事業とは、議案第66号で設置基準を定めます家庭的保育事業等の4事業について、町長が確認する事業を言います。

以下、特別利用教育、特別利用保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育と似たような定義が並んでおりますけれども、これは次の表で、このページ下段のほうで定義される、それぞれの区分の認定子どもが、緊急その他やむを得ない理由などにより、本来給付を受けるべき施設以外から特別または特例的に給付を受ける教育・保育について定義をしております。

次に、(2)の施設型給付等の支給を受ける子どもの認定についてです。

設定区分ごとに、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもを規定しておりますが、これは、それぞれの区分を子ども・子育て支援法第19条第1項の第1号、第2号、第3号において規定していることから、その1号、2号、3号をとりまして、1号認定、2号認定、3号認定というふうに呼んでおります。

まず、2号認定の子供を先に説明させていただきますが、3ページで言うと一番下の段になります。

満3歳以上の小学校就学前の子供であって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める理由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である者を言い、保育所や認定こども園において給付を受ける者を言います。一般的に保育に欠けるものという言い方もしております。

給付の内容につきましては、保護者がパートタイム就労の場合に対象となる保育短時間と、フルタイム就労対象の保育標準時間が設定されています。

次に、戻って上の段の1号認定こどもですけれども、満3歳以上の小学校就学前の子供であって、2号認定子ども以外の者を言います。幼稚園や認定こども園において、おおむね4時間の教育標準時間の給付、今で言う幼稚園の教育、これを受ける者を言います。

それから次のページになりますが、最後に3号認定子どもです。

満3歳に満たない小学校就学前の子供であって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である者、保育に欠ける者のことを言います。保育所、認定こども園、小規模保育等から、保育短時間または保育標準時間の給付を受けることになっています。

また、これらの認定は、公立施設、私立施設の利用を問わず、全て町において行うことになります。

次に(3)ですけれども、確認制度として規定される内容について御説明をいたします。

特定教育・保育施設については、利用定員の最低が20人以上ですけれども、幼稚園については定員の制限がありません。

利用定員は、1号から3号の認定区分ごとに設定する必要がありまして、3号認定ではさらに、ゼロ歳と一、二歳に区分して設定する必要があります。

次に、②の特定地域型保育事業における事業区分ごとの利用定員は表に示すとおりで、

家庭的保育事業の定員は1人以上5人以下、小規模保育事業A型とB型では6人以上19人以下、C型では6人以上10人以下、居宅訪問型は1人と規定しています。ただし、3号認定子どもにかかわる利用定員は施設型給付と同じく、ゼロ歳児と一、二歳児に区分して設定しなければなりません。

最後になりますが、(4)の運営基準です。

条例では国が定める基準を踏まえ、施設にかかわる経理をほかの経理と区分するなど、対象施設・事業に求める運営基準を遵守すること、設備、職員配置などの認可基準を満たすこと、また、町が必要に応じた指導監督を行うことなどを規定しております。

運営基準の分類と主な事項を表にまとめております。

利用開始に伴う基準としては、利用者に対する運営内容の説明や同意の取りつけ、また利用申し込みに対しては、基本的に応諾しなければならない義務など。

次の教育・保育の提供に伴う基準としては、幼稚園教育要領や保育所保育指針等にとった教育・保育の提供を行うなど。

それから、管理・運営等に関する基準としては、施設の目的や運営方針、職員に関する事項などを定めた運営規程を策定し、外部に向けて提示すること。秘密の保持や個人情報を守るなどについてを規定しております。

なお、議案資料には記載しておりませんが、附則で規定するそれぞれの条例の施行日ですけれども、別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、及び別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、整備法、ちょっと長いのですけれども、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、1ページに書いておりますけれども、俗に整備法と呼んでおりますが、この施行日。

それから、別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、子ども・子育て支援法の施行の日とするものでございます。

大変簡潔ではございますが、議案第66号から議案第68号の概要についての説明とさせていただきます。

○議長(渡邊政吉君) 議案第66号、議案第67号、議案第68号の3件について内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、9番瀧川議員。

○9番(瀧川榮子君) 資料の2ページ、職員の定義のところです。

下段のほうなのですが、先ほど家庭的保育者ということで御説明があったのですけれども、ここのところで市町村長が行う研修を修了した保育士というのがあって、ここでは保育士さん、資格を持った人ということですね。

そして、基礎研修及び認定研修を修了しということで、保育士以外の者が受講することなのでも、それを受講した人が、保育士と同等以上の知識及び経験を有することができるほどの研修内容があるのかということについて、ひとつお聞きしたいと思います。

子供たちを預けるのは、皆さんのところは割合、乳幼児からきちんと預かっていくということで、保育をする側としてはきちんとした自分たちの子育てに対する、保育に対する資質が必要だと思いますので、そのことについてお聞きします。

それと、資料4ページの教育・保育の提供に伴う基準ということの中で、利用者負担の徴収ということがあります。

これは保育料のことになると思うのですが、別海町では、これまでの本当に安価な保育料で、子育ての人たちは大変助かってきたと思いますし、北海道で出生率が別海町が2番目というのも、こういうことも一つの理由になっているのかなと思うのですが、国が示しました金額というのは、本当にすごい金額になっています。

それで別海町は、その金額を大幅に下がっていて、現在保育料というのは、国基準の保育料に対して、市町村の独自財政負担で3割程度の軽減がされている自治体が多いというふうにして報道されているのですが、町としては、今後も補助をしていく、そしてできるだけというよりも、本当に今の基準がそのままで守られていて、教育にお金がかかるから保育料も上げなくてはならないというのではなくて、子ども・子育ての支援のためにも、ぜひその保育料はそのまま継続していく必要があると思うのですが、町として、もう迫ってきておりますので、今後の考え方ということについて、何かありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えいたします。

まず、保育士研修の件ですが、これにつきましては国の定める基準の中ですね、保育士と同等以上の技術力を有するものということで、市町村長が認めた者という定義がされておりますけれども、具体的に市町村長が行うべき研修内容ですとか、認定の仕方につきましては、今時点では、まだ国から詳細な内容のものが示されておられません。

国が今、平成27年4月からのこの基準の施行を目指しておりますので、当然、もうそろそろですね、この内容についても示されるものというふうに考えておりますし、議員おっしゃいましたとおり、当然、保育に当たる者として、保育士と変わらぬ技術力を持った者と、そして認定されるべき内容の講習になるだろうというふうに考えております。

詳しい内容が示されましたら、また御報告をさせていただきたいというふうに思いますし、示されていない中ではっきりしたことは言えませんが、町長が認めるということですから、この方策につきましても何らかの基準を定める必要が出てくるのではないかとこのように考えております。

それから、保育料の件ですが、確かに国が定めております保育料につきましては、全部で8階層ございまして、一番下所得の高い、これからは市町村民税の課税額によって分類されておりますけれども、一番ランクの上の方は10万円を超えるという国の基準になっております。

瀧川議員おっしゃられたようにですね、おおむね全国の市町村では、平均的に見て国の定める基本とする利用料から3割程度軽減している自治体が多いということで、ほとんどの市町村で何らかの軽減措置をとっているということですが、ただいまの子ども・子育て会議の中でも、いろいろ議論をしていただいているという最中であること、それから全員協議会のときにも福祉課長のほうから説明をしましたが、へき地保育所の移行の方法が国のほうから裁量の方法と言いますか、きちんと示されていない中ですね、今回示される基準の中で、どうやって移行させていくという方法がいいのかというようなことが、へき地保育所によっては現在の定員ですとか、それから給食を提供できるかどうかですとか、そういったことによって、今すぐ新しい制度に移行していくことは困難であろうと。準備期間をおいてですね、これから用意をしていくことになるかと思いま

すが、当然これまでは認可保育園とへき地保育園の保育料の差もございましたけれども、見直しに当たってですね、施設型給付で認可保育園にある程度近づくような保育の内容にもなっていくことも考えられます。

その場合、認可保育園とのへき地保育園の平等性、公平性、そういったものもいろいろ考慮した上ですね、保育料については定めていかなければならないというふうに考えておりますが、現時点では、担当レベルの作業としては、低所得者の方には負担が今以上にかからないように、ただし、国の基準等を捉まえた中で、所得のある方には一定程度、応分の負担をしていただくことも必要になってくるのではないかとということで、子育てしやすい環境をいかに継続させながら、なおかつ公平性の考え方も取り入れて調整をしていかなければならないということで、ただいま作業中ということでございますので、具体的に今、いくらにしたいというところまでは、まだ最終決定ではございませんけれども、それらにつきましても委員会等々を通しまして、いろいろと御説明を今後させていただきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員、よろしいですか。

瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） ぜひ子育て支援のために、しっかりと協議していただきたいと思います。

それと子ども・子育て会議の内容なのですけれども、ホームページで見ましたら、町の説明している内容というのは大ざっぱに書いてあるだけで、どんなことが説明されたかというのは全く記載されていません。

それで、子育て会議に出た方の意見が出ているわけなのですけれども、自治体側として説明した内容も、大ざっぱでもいいですので記載していただければと思います。

会議が3時間にもわたるような長い会議がある中で、報告というのは、A4ページに1枚ぐらいあるかないかのものしか見られないということで、ぜひ改善を図っていただきたいと思うのですけれども。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えいたします。

子ども・子育て会議につきましては、会議のメンバーの方からいろいろな意見が出されておりますし、皆さんそれぞれの思いがございまして、個人を特定されないような公表の仕方であれば、進んで公表をするべきだという御了解をいただいた基にですね、ホームページで公表をさせていただいております。

なお、町からどのような説明をしたかということは、確かにちょっと簡略的に書き過ぎているところもあるのかもしれませんが、これまではですね、町の考え方というよりも、国が示してきたいろいろな基準ですとか、子ども・子育て支援にかかわる国の考え方ですね、それらの内容を説明して、まずは御意見をいろいろいただいて、その意見をいただいたものを整理しながら、町の考え方をこれから具体的に固めていくという、今その経過地点となっておりますので、今後、町としての子ども・子育て会議に対する考え方の説明ですとか、そういったものは、できる限りわかりやすくお示ししていきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員、よろしいですか。

ほかに質問ある方もいると思いますが、ちょうど時間ですので、ここで午後1時まで休憩いたします。

午後 0時06分 休憩

午後 0時57分 再開

○議長（渡邊政吉君） 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

議案第66号、67号、68号の3件についての一括質疑を受けたいと思います。

ほかに御質問ございますか。

はい、9番瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 私の先ほどの発言で、保育料の金額の件で安価という言葉を使いまして、誤解を招いております。

私の発言の内容としましては、別海町では長い間保育料は安いままで設定が続けられているということの意味で使いました言葉ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） これは先ほどの瀧川議員の発言の訂正の意味ですね。

わかりました。

ほかに御質問ある方ございますか。

はい、5番西原議員。

○5番（西原 浩君） 2点ほど御質問いたします。

一つは、現在へき地保育園と認可保育園があるわけですが、この中で特定教育施設20人以上とするという項目があります。

そういった中で今、へき地保育園は10人以上いけば設置というような、内々の設置基準というか、設置判断という中で運営していると思うのですが、その辺がどういふふうに考えられるのかということが1点と、それから3号認定ということで、3歳以下の子がへき地保育園でも預かれるようになる。この制度になって、そういうふうに拡大できるような施設になるのかというのが2点目です。

それから放課後保育のことで、今児童館で預かっている子供たちがいると思うのですが、この放課後保育の事業が67号の放課後保育の事業が条例として成立した場合、該当する事業者といいますか、児童館も含めて、現行のところはどういうようなところが該当するのか、それについてお聞きしたいと思います。よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） 御質問にお答えいたします。

まず、へき地保育園、新しい制度の中では20人以上が定員と位置づけられているということで、これは議員おっしゃるとおりでございます。

これは、保育所型の認定こども園、それから保育所となると20人以上という定員が設定されると。先ほど冒頭の御説明でも申し上げましたが、幼稚園に移行する場合は定員の設定はございません。

それで、今のへき地保育園はどうかのだと、こういうことなのですが、へき地保育園という考え方、制度そのものがなくなりますので、一つは、一切国の給付を受けずに、町が独自に運営していくという方法が選択肢としてはございます。

例えば豊原を仮定して言いますと、定員が今後とも20人を超えることは見込まれませんので、保育所としての移行は考えてられないと。そうすると幼稚園に一度移行して、認定保育園に移行する方法はあるのですが、幼稚園の場合は園舎の面積基準がございますので、今の施設では難しいと、このようなことで今建てかえを検討しております本別

海のへき地保育園についてもですね、同じようにいろいろとその辺を整理していかなければ解決できないという問題も今、合わせて整理をしなければならないというところですけども、それで、これまで10人以上いれば存続させるというその方針はということですけども、これについては今回の制度と全く別物でございますので、これは町の一つの指針としてですね、独自に10人以上の児童が今後見込まれる場合はと、継続する場合はとということですので、そこについては今のところ変更するというような議論はなされておられません。

それから、3歳未満児を扱えるかどうかということですけども、3歳未満児ということになりますと、なかなか混合保育でゼロから2歳児までの子供を一緒に扱うと、保育するということは、定員基準は満たせたとしても実情としては難しいものも現場としてはあるのかなと。

そういったときに、完全3歳未満児ということでゼロ歳児、1歳児、2歳児を保育することになりますと、保育士の確保の問題であるとか、ただ園をどういうふうに移行するかというだけの問題ではなくて、保育士の確保等々ほかの問題もいろいろ出てまいります。

ですから、そこを必ずしも認可保育園に移行した場合、ゼロ歳児から2歳児、3歳未満児を保育しなければならないというものではございませんので、それらの選択肢もいろいろ検討しながらですね、もう少し子ども・子育て会議の議論もいただきながら、方向性をつかんでいきたいなというふうに考えております。

それから、放課後保育、放課後児童の関係ですけども、これにつきましては、事業者が新たに、この放課後児童にかかわる健全育成事業を行いたいという事業者が出てきたときの認定基準等を定めておりますので、現状でですね、この放課後児童健全育成事業を実施し得る事業者というのは、別海町内では、現時点では存在しないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 事業としてはやらないということなのですけども、今、児童館で子供を預かっているという、そこはどういう扱いになるというか、どういうふうに考えられるのかというのが1点と、非常にこれ国のほうでは、子供の保育とあれを質と量ともに拡充させるためのことだということなのですけども、当町に関して言えば、ちょっと逆行するのかなと。現在のほうが優遇されているのかなというような状況があると思うのです。

それで、これからまだまだ国のほうの方針がおりてきてから検討されることも多々あると思うのですけども、現行の状況よりもよくなるような環境になるような制度にしたいなと思います。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員、要望事項でよろしいですか。

それでは、要望事項として承ります。

ほかに御質問ございませんか。

はい、1番木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） ちょっと確認なのですが、定義のところで、児童という定義なのですが、児童福祉法の第4条第1項に規定する児童ということになっていきますけど、これ

には障がい児は含まれるのかどうかということをお知らせください。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） お答えいたします。

この法律で言うところの児童というものは、この法律の定義では満 18 歳に満たないものと言っておりますので、障がい児であるか否かという区別はございません。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第 66 号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第 67 号別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第 68 号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての 3 件は、福祉医療常任委員会に付託します。

◎日程第 13 議案第 69 号

○議長（渡邊政吉君） 続きまして、日程第 13 議案第 69 号別海町介護保険事業計画等策定委員会条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

介護支援課長。

○介護支援課長（今野健一君） 議案第 69 号別海町介護保険事業計画等策定委員会条例の制定について、内容を御説明いたします。

介護保険法の規定では、市町村は市町村介護保険事業計画を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされております。

町では、この規定に対応するため、これまで別海町介護保険事業計画等策定委員条例を制定しておりましたが、現行の条例では委員会としての機能が明確になっていないことから、町の諮問機関として他の委員会との整合性を図り、委員会としての組織を明確にするとともに、代表等を置き、委員会を中心として計画策定等所掌事項についての検討及び審議を行うこととするため、別添資料のとおり条例の全部を改正しようとするものです。

改正の内容として、目的や委員の委嘱の区分など、条例の基本的な部分の変更はありませんが、改める箇所が条例全体にわたること、また条の追加、繰り下げなどが伴うことで一部改正ではわかりにくくなることから、条例の全部を改正するものです。

議案の本文の朗読は省略させていただきまして、別冊の議案資料により改正内容を説明させていただきます。

議案資料の 5 ページをお開きください。

条例の新旧対照表です。資料右側が改正前、左側が改正後となっております。

まず、条例の題名を委員条例から委員会条例に変更し、第 1 条に策定委員会の設置について規定しました。これは計画の策定、及びこれらの計画に関する事業等の円滑な実施について、委員会の中で検討、審議をしていただくことを明記するものです。

第 2 条から第 4 条までは、委員条例を委員会条例とすることから、おのこの文言の整理をするものです。

次に、新たに第5条を追加し、委員会に委員長及び副委員長を置くこととし、それぞれの職務について規定をしています。

次に、第6条と第7条は、旧条例の第5条と第6条を1条ずつ繰り下げ、第6条では会議について規定の一部を改め、委員長が会議を招集し、また必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見もしくは説明を聞くことができる旨を規定しています。

第7条の報酬及び費用弁償の内容には変更はありません。

次に8条に、委員会の庶務を福祉部介護支援課において行うことを規定しております。

附則として、この条例の施行期日を公布の日からとし、経過措置として、この条例の施行の際、現に委嘱されている委員の任期は、なお従前の例によるとして、改正前に職を受けた委員の任期については、改正後においても効力を有するものとしています。

以上で、議案第69号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第69号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないので、以上で質疑を終わります。

◎日程第14 議案第70号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第14 議案第70号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） それでは、議案第70号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明をいたします。

議案の64ページをお開きください。

まず、本件に関する経過等についてですが、町議会に設置されました議員定数等調査特別委員会の調査結果等に基づき、去る6月20日、議長から町長に対し、議長を除く一般議員、委員長及び副議長の報酬額について、引き上げるべきとの申し入れがありました。

町長はこの申し入れを受け、7月24日町内の公共的団体等の代表者7名からなる別海町特別職報酬等審議会に、議員報酬の額について諮問いたしました。

諮問の内容につきましては、まず1点目として、別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例に定める報酬額を、一般議員は約15%総額の22万2,000円に、常任委員長、議会運営委員長は約7%増額の23万4,000円に、副議長は約0.5%増額の24万6,000円にすることが適当であるか。2点目として、改正しようとする額が適当でなければ、どうあるべきか。3点目として、改正する場合は、その実施時期はいつが適当か。以上の3点についてであります。

同日、審議会が開催されまして、その結果、諮問のとおり報酬額とすることが適当であり、増額改正する時期は、平成27年5月1日とすべきであるとの答申を受けたところでございます。

今回の条例改正は、この答申に基づき、必要な改正をしようとするものです。

それでは、議案の朗読は省略いたしまして、議案資料により説明します。

議案資料 7 ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。右側が改正前、左側が改正後となります。

改正箇所は、第 2 条です。

副議長、月額 24 万 5,000 円を 24 万 6,000 円に。

常任委員長、月額 21 万 9,000 円を 23 万 4,000 円に。

議会運営委員長、月額 21 万 9,000 円を 23 万 4,000 円に。

議員、月額 19 万 3,000 円を 22 万 2,000 円に、それぞれ改正するものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成 27 年 5 月 1 日から施行するというものでございます。

以上で、議案第 70 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 70 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

◎日程第 15 議案第 71 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 15 議案第 71 号別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（三戸俊人君） 議案第 71 号別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

本案につきましては、本年 4 月に、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条文の整理を行うものでございます。

改正内容につきましては、議案資料により説明させていただきますので、議案資料の 8 ページをお開き願います。

別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表でございます。右側が改正前、左側が改正後で、下線の部分が今回改正を行うところでございます。

第 2 条の定義でございます。

第 2 項第 1 号中、改正前、母子及び寡婦福祉法を、改正後、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行するというものでございます。

以上で、議案第 71 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 71 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

9 番瀧川議員。

○9 番（瀧川榮子君） この条例のひとり親という定義の中に、婚姻関係を経ずに子供を産み育てているひとり親家庭がいると思うのですけれども、そうしたひとり親家庭は医療費助成に関する条例に該当するかどうかお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） はい、町民課長。

○町民課長（三戸俊人君） 瀧川議員さんの御質問にお答えいたします。

御存じのこととは思いますが、今まで女性の方で婚姻していないひとり親の方も対象となっていたのと同じように、今回は父についても同じ扱いという形になります。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

◎日程第 16 議案第 72 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 16 議案第 72 号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） 議案第 72 号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての内容説明をいたします。

議案の 66 ページをお開きください。

なお、議案資料につきましては、9 ページになります。規約の変更部分の新旧対照表を載せております。

本件につきましては、本町が加入しております北海道市町村職員退職手当組合に、根室北部廃棄物処理広域連合が加入することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更について、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により協議を求められましたので、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案の朗読をもって説明といたします。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合規約（昭和 32 年 1 月 23 日 32 地第 175 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（根室）の項中「中標津町外 2 町葬斎組合」を「中標津町外 2 町葬斎組合 根室北部廃棄物処理広域連合」に改める。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で、議案第 72 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 72 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第 17 議案第 73 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 17 議案第 73 号町道の路線認定及び廃止についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

管理課長。

○管理課長（小島 実君） 議案第 73 号町道の路線認定及び廃止についての内容を説明いたします。

議案の 67 ページをお開きください。

本案は、別海市街の公営住宅イーストタウン寿団地内の東西の舗装道路を道路管理者が管理するため、既存の町道、別海寿町南 2 号線を一旦廃止し、東側の舗装道路を整理統合して変更認定するものとし、それにあわせ、西側の舗装道路も新規で路線認定するものです。

もう 1 路線は、臨時町道整備事業の実施に伴い新規認定するもので、合わせて 3 路線の認定でございます。

また、廃止する路線につきましては、道営一般農道整備事業、北鳴西地区の新規採択のため、計画路線であります西別原野北 2 号線を廃止するものです。

中西別中学校通線は、平成 12 年に解体した旧中学校校舎前の道路で、中西別中学校校舎改築以降ほとんど使用されておられません。また、光進小学校通線、豊原小学校通線は既に廃校となっており、現在の施設管理者が管理するため、路線を廃止するものでございます。

認定する路線につきましては、道路法第 8 条第 2 項の規定により、廃止する路線につきましては、同法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

町道の路線認定及び路線廃止にかかわる概要につきましては、議案資料により説明いたします。

議案資料の 10 ページをお開きください。

既に認定している認定路線数は 697 路線、総延長は 1,196 キロ 216.71 メートルとなっておりますが、平成 25 年度の道路改良工事等に伴う区域変更により、196.45 メートルの延長減となっております。

今回の認定分は 3 路線で 1,447.95 メートル、廃止分は 5 路線で 4,168.98 メートルです。

これにより、認定町道は 695 路線、総延長は 1,193 キロ 299.23 メートルとなり、2,917.48 メートルの減となります。

なお、町道の路線認定及び路線廃止の位置図は、議案資料 11 ページから 19 ページに添付しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上で、議案第 73 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 73 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第18 諮問第1号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第18 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（水沼 猛君） 諮問第1号の人権擁護委員候補者の推薦について、御説明を申し上げます。

本件につきましては、人権擁護委員の候補者として次の方を推薦いたしたいので、議会の意見を求めるものでございます。

本町では現在、菅原日出男さん、保田千恵子さん、岡部雪子さん、藤原優子さん、池田實さん、5名の方々に人権擁護委員として御活動いただいているところでございます。

このたび、平成26年12月31日をもって任期が満了となる岡部雪子さんが、今期限りで勇退されることになりましたので、新たに山藤史江さんを人権擁護委員の候補者として推薦したいといたしたいというものでございます。

なお、任期につきましては、平成27年1月1日から平成29年12月31日までの3年間でございます。

山藤史江さんの主な経歴について、若干ですが申し上げます。

山藤さんは西春別駅前栄町119番地の8にお住まいで、昭和26年12月3日生まれの満62歳でございます。

昭和45年、北海道立中標津高等学校を卒業された後、昭和46年から2年間、民間会社に勤務し、昭和49年から防衛庁共済組合別海支部で2年間勤務をされております。

公職関係といたしましては、平成21年から西春別駅前連合町内会副会長を現在も務められているほか、日赤奉仕団などのボランティア活動にも精力的に参加をされております。

山藤さんは地域の人望も厚く、人格、識見ともに立派な方でありまして、このたび人権擁護委員の候補者として法務大臣に対し推薦いたしたく思いますので、よろしく願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 諮問第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

◎日程第19 認定第1号から日程第26 認定第8号

○議長（渡邊政吉君） 日程第19 認定第1号平成25年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第20 認定第2号平成25年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21 認定第3号平成25年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22 認定第4号平成25年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23 認定第5号平成25年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24 認定第6号平成25年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25 認定第7号平成25年度

町立別海病院事業会計決算認定について、日程第26 認定第8号平成25年度別海町水道事業会計決算認定についての8件については、一括議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、この決算認定については特別委員会を設置し、詳細な審議をいたしたいと考えておりますので、内容については要点にとどめて説明をお願いします。

それでは、内容説明をしていただきます。

副町長。

○副町長（磯田俊夫君） 認定第1号から認定第8号までの平成25年度別海町各会計決算についての要点説明でございますが、決算額をもって説明にかえさせていただきますので御了承いただきたいと思います。

それでは、認定第1号一般会計歳入歳出決算でございます。

3ページをお開きください。

歳入であります。収入済みの額で申し上げます。161億4,674万3,131円。

次に、7ページをお開きください。

支出済額、156億9,718万8,055円。

次に、8ページをお開きください。

歳入歳出残額は、4億4,955万5,076円でございます。うち、基金繰入額が2億円。

次に、事項別明細書については省略させていただきます、210ページをお開きください。

210ページは、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額161億4,674万3,000円。歳出総額156億9,718万8,000円。差引額は4億4,955万5,000円。翌年度へ繰り越すべき財源、そのうちの繰越明許費繰越額は7,564万6,000円。実質収支額は3億7,390万9,000円。そして、基金繰入額が2億円ということでございます。

次に、認定第2号の国民健康保険の特別会計のお開きいただきたいと思います。

212ページになります。

212ページの収入済額、25億7,286万3,216円でございます。

214ページをお開きください。

支出済額25億7,102万8,917円。

歳入歳出残額は183万4,299円でございます。

事項別明細書は省略して、232ページ、実質収支に関する調書。

歳入総額25億7,286万3,000円。歳出総額25億7,12万9,000円。差引額183万4,000円。実質収支額も同額の183万4,000円でございます。

それから、認定第3号の下水道事業特別会計。

233ページをお開きください。

収入済額5億6,711万1,144円。

次に235ページ、歳出のほうです。

支出済額5億6,695万672円でございます。

次のページ、歳入歳出差引残額16万472円となっております。

次に249ページ、実質収支に関する調書。

歳入総額5億6,711万1,000円。歳出総額5億6,695万1,000円。差引額

16万円。実質収支額も同額の16万円でございます。

それから次は、認定第4号の介護サービス事業特別会計の歳入歳出決算でございます。

251ページ、歳入でございます。

収入済額9億277万9,237円。

次に、253ページ、歳出でございます。

支出済額9億261万9,211円。

次のページ、歳入歳出差引残額は16万26円ということになっております。

次が271ページ、実質収支に関する調書。

歳入総額9億277万9,000円。歳出総額9億261万9,000円。差引額が16万円。実質収支額が16万円となっております。

次に、認定第5号の介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。

274ページ。

歳入、収入済額8億7,935万8,591円。

次に、276ページ。

歳出、支出済額8億5,747万1,021円でございます。

次のページ、歳入歳出差引残額2,188万7,570円となっております。

事項別明細書のほうは飛びまして288ページ、実質収支に関する調書。

歳入総額8億7,935万8,000円。歳出総額8億5,747万1,000円。差引額が2,188万7,000円。実質収支額も2,188万7,000円となっております。

次に、認定第6号後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算でございます。

289ページをお開きください。

歳入です。収入済額1億2,741万2,631円。

291ページ、歳出、支出済額が1億2,739万2,031円。

次のページをお開きください。

歳入歳出の差引残額2万600円となっております。

次に、297ページをお開きください。

実質収支に関する調書。

歳入総額が1億2,741万2,000円。歳出総額1億2,739万2,000円。差引額が2万円。実質収支額が2万円となっております。

次に、財産に関する調書。299ページ。

まずは、公有財産に関するほうでございますが、土地及び建物でございます。決算の年度の年度末の現在高で申し上げます。

土地です。9,206万3,103平方メートル。建物、延べ床の年度末現在高では24万292平方メートルですね。

それから次のページ、300ページになります。

山林でございます。山林の面積6,582万6,804平方メートル。立木の推定蓄積量、年度末現在高で67万2,635立方メートル。

次に、有価証券のほうでございます。

年度末現在高では2億3,177万円。

出資による権利でございます。これは、社団法人北海道私学振興基金協会など11団体合わせまして、年度末現在高では9億6,362万3,000円。

次に物品、これは乗用車や軽自動車等々で、年度末の現在高では167台の保有という

ことになっております。

次に債権、これは奨学資金貸付金などございまして、年度末で1億186万1,000円となっております。

次のページは、基金であります。

基金は、別海町財政調整基金ほか22の基金で、年度末現在高は合計で47億7,400万9,000円という数字となっております。

次に303ページ、これは早坂善也奨学基金の運用状況。

現金または預金は241万2,000円となっております。

次に、別海町土地開発基金運用状況調書。

現金または預金、これは1億7,579万8,000円というふうとなっております。

次に、公営企業等の別冊のほうの決算内容について、御説明申し上げます。

認定第7号の町立別海病院事業会計の歳入歳出でございます。

1ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入でございます。事業収益決算額で18億4,454万356円となっております。支出は、事業費用決算額で19億30万1,172円というふうとなっております。

次、2ページであります。

2ページ、資本的収入及び支出でございます。資本的収入の決算額で1億2,077万9,000円。支出のほうでは、1億7,100万5,701円でございます。

財務諸表以下につきましては省略させていただきますが、当該年度の純損失は5,711万6,368円ということとなっております。

次に、認定第8号の水道事業会計決算について申し上げます。

17ページをお開きください。

収益的収入及び支出。水道事業収益の決算額で、6億9,805万7,800円でございます。支出のほうは、4億6,620万5,691円となっております。

次に、18ページ。

18ページは資本的収入及び支出であります。資本的収入の決算額で3,454万7,000円。支出のほうは、3億5,212万2,645円でございます。

財務諸表以下については、省略させていただきます。

当該年度の純利益は2億2,351万2,602円というふうとなっております。

以上、認定第1号から認定第8号までの各会計の決算の要点について説明をさせていただきました。

なお、本件には、監査委員の決算審査意見書を添付されておりますので申し添えます。

以上で、説明を終えさせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 認定第1号から認定第8号までの平成25年度別海町各会計決算認定8件についての内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

この審査につきましては、8人で構成する平成25年度別海町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、この審査は、8人で構成する平成25年度別海町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

次に、お諮りをいたします。

ただいま設置いたしました平成25年度別海町各会計決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第3項及び第4項の規定により、議長において指名いたします。

1番木嶋議員、3番森本議員、5番西原議員、6番杵澤議員、8番安部議員、13番戸田博義議員、15番中村議員、17番安田議員の8名を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

なお、本特別委員会を直ちに委員会室1でお開き願います。

午後 1時55分 休憩

午後 2時06分 再開

○議長(渡邊政吉君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

平成25年度別海町各会計決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が参りましたので報告いたします。

まず、委員長に5番西原委員、副委員長に3番森本委員、以上のとおり互選されました。

ここでお諮りします。

平成25年度別海町各会計決算審査特別委員会の審査期間は、平成26年9月10日から次期定例会までといたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、審査期間を、平成26年9月10日から次期定例会までとすることに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時17分 再開

○議長(渡邊政吉君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第27 報告第5号

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第27 報告第5号専決処分の報告についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は、報告のみでありますことを申し添えます。

福祉部長。

○福祉部長（竹中 仁君） 報告第5号の内容を説明いたします。

議案書の78ページをお開き願います。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された和解及び損害賠償額の決定に係る町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

79ページの専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年8月26日、別海町長水沼猛。

和解及び損害賠償額の決定について。

平成26年5月15日、別海町別海西本町7番地先路上の交差点において、町職員が運転する別海町所有の公用車と相手車両が衝突し、車両の一部が破損した事故に伴う損害賠償に関し、次の当事者間において、次の和解条件のとおり、和解を成立させ損害賠償額を決定する。

第1項、当事者。

甲、別海町個人。乙、別海町長水沼猛。

第2項、和解条件。

第1号、甲は、本件事故により、車両損害料で金26万6,490円の損害を被った。

第2号、乙は上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、金2万6,649円を支払う。

第3号、以上のほか、本件事故に関し、甲と乙の間には何らの債務債権がないことを確認するというものです。

なお、今回の損害額については、町が加入している自動車任意保険により、全額保険金の支払いを受けることとなっておりますので、あわせて報告をいたします。

また、車の運転につきましては、今後職場全体で一層の安全運転徹底を図り、事故防止に努めてまいります。

以上で、報告第5号の内容説明を終わります。

◎日程第28 報告第6号

○議長（渡邊政吉君） 議場の気温が少し上がっておりますので、上着を脱ぐ方は、どうぞお脱ぎください。

次に、日程第28 報告第6号専決処分の報告についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は、報告のみでありますことを申し添えます。

学務課長。

○学務課長（佐々木栄典君） それでは、報告第6号の内容説明をいたします。

議案81ページをお開きください。

専決処分の報告について。

本件について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決に指定された

和解及び損害賠償額の決定にかかわる町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

81ページの専決処分書を朗読します。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年7月28日、別海町長水沼猛。

和解及び損害賠償額の決定について。

平成26年6月12日、別海町別海西本町4番地町立別海病院駐車場内において、町職員が運転する別海町所有の公用車を左方駐車車両に接触し、車両の一部が破損した事故に伴う損害賠償に関し、次の当事者間において、次の和解条件のとおり、和解を成立させ損害賠償額を決定する。

第1項、当事者。

甲、別海町個人。乙、別海町長水沼猛。

第2項、和解条件。

第1号、甲は、本件事故により、損害車両料で金16万1,449円の損害を被った。

第2号、乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、金16万1,449円を支払う。

第3号、以上のほか、本件事故に関し、甲と乙との間には何らの債権債務がないことを確認する。

なお、今回の損害額につきましては、町が加入しています自動車任意保険により、全額保険金の支払いを受けています。

以上で、報告第6号の内容説明を終わります。

◎日程第29 報告第7号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第29 報告第7号平成25年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は、報告のみでありますことを申し添えます。

総務部次長。

○総務部次長（河嶋田鶴枝君） 報告第7号の内容説明をいたします。

議案の82ページをお開きください。

報告第7号平成25年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、毎年度、健全化判断比率を、公営企業においては、資金不足比率を、その算定の基礎となる事項を記載した書類とともに監査委員の審査に付し、その意見をつけて、当該各比率を議会に報告し、かつ公表をしなければならないと規定されており、ここに報告するものです。

なお、監査委員の意見につきましては、平成25年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見書を別冊で配付させていただいております。

また本日、議会への報告とあわせて、町のホームページ上でも公表。広報紙べつかいには、決算状況とあわせて公表予定であることを申し添えます。

それでは、各比率の状況について御説明いたします。

下の表をごらんください。

まず最初の表で、健全化判断比率です。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの指標があります。

一つ目の実質赤字比率は、一般会計の実質的な赤字が標準財政規模に占める比率をあらわし、財政運営の深刻度を示すもので、この比率が生じた場合には、赤字の早期解消を図る必要があります。

平成25年度の一般会計の決算は黒字となったことから、赤字比率は生じていません。

二つ目の連結実質赤字比率も、公営企業会計を含む全ての会計を合算し、赤字の程度を示すものですが、町の全ての会計で黒字決算となったことから、こちらも赤字比率は生じていません。

三つ目の実質公債費比率は、地方債元利償還金などの債務が標準財政規模に占める比率をあらわし、債務の財政負担の大きさや資金繰りの危険度を示すもので、過去3カ年の平均比率となります。

平成25年度の比率は13%となり、地方債の発行が制限されている早期健全化基準の25%や、財政再生計画を義務づけられる財政再生基準の35%は下回っております。前年度からは0.6ポイント改善しております。

四つ目の将来負担比率は、地方債元利償還金や、債務負担行為の将来負担すべき実質的な債務が標準財政規模に占める比率をあらわし、債務の負担が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

平成25年度の比率は59.5%で、こちらも早期健全化基準である350%を下回っております。前年度からは14.6ポイント改善しています。

次に、その下の表で、資金不足比率です。

資金不足比率は、各公営企業ごとの経営状況を示す指標で、各公営企業の資金不足額が事業規模に占める比率を表します。

当町では、下水道事業特別会計、町立別海病院事業会計、別海町水道事業会計の公表となりますが、平成25年度は、三つの会計全てにおいて資金不足額がなかったことから、資金不足比率は生じておりません。

以上で、報告第7号の内容説明を終わります。

◎散会宣告

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は、午前10時から一般質問を行います。

どうも御苦労さまでした。

散会 午後 2時28分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員